

福岡市病院事業運営審議会専門部会設置要綱

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、福岡市立病院のあり方について検討するため、福岡市病院事業運営審議会（以下「審議会」という。）に専門部会として医療機能部会及び経営形態部会を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は次の事項について検討し、審議会に対し意見報告を行う。

- (1) 医療機能部会
 - ア こども病院・感染症センターの機能のあり方について
 - イ 福岡市民病院のあり方について
- (2) 経営形態部会
 - ア 市立病院の経営形態のあり方について

(組織)

第3条 専門部会の委員は別表のとおりとする。

- 2 前項の委員に事故があるときは、その職務上の代理者が委員の職務を行うことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、意見報告までとする。

(座長)

第5条 専門部会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は専門部会の会務を総理する。

(会議)

第6条 専門部会は、座長が招集し、会議の議長を務める。

- 2 専門部会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、又は他の方法により意見を聴取することができる。
- 4 専門部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは座長の決するところによる。

(分科会)

第7条 専門部会は、必要があると認めるときは、分科会を設置することができる。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、保健福祉局市立病院担当において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営等に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

(別表1)

福岡市病院事業運営審議会医療機能部会委員名簿

職 名	氏 名
福岡県産婦人科医会 福岡ブロック会 会長	池 田 功
九州がんセンター 院長	牛 尾 恭 輔
九州医療センター 統括診療部長	岡 田 靖
福岡大学 副学長	瓦 林 達 比 古
福岡県済生会福岡総合病院 救命救急センター長	岸 川 政 信
九州医療センター 小児科医長	佐 藤 和 夫
福岡市医師会 理事 (救急医療担当)	下 村 国 寿
福岡地区小児科医会 会長	高 崎 好 生
九州大学大学院医学研究院 感染環境医学 教授	林 純
福岡大学病院 総合周産期母子医療センター産科部門	吉 里 俊 幸

※50音順

(別表2)

福岡市病院事業運営審議会経営形態部会委員名簿

職 名	氏 名
九州医療センター 事務部長	青 堀 透
九州大学大学院医学研究院 医療経営・管理学 教授	尾 形 裕 也
九州大学病院 看護部長	中 畑 高 子
福岡市医師会 副会長	長 柄 均
公認会計士	矢 野 真 紀

※50音順